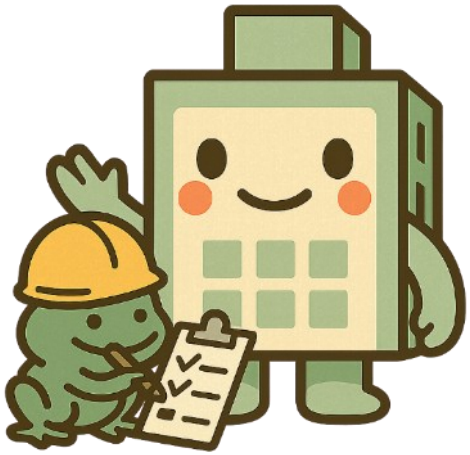
マンション管理組合のみなさまが活用できる

「マンション防災に関する支援制度等のご案内」

仙台市　都市整備局　住宅政策課

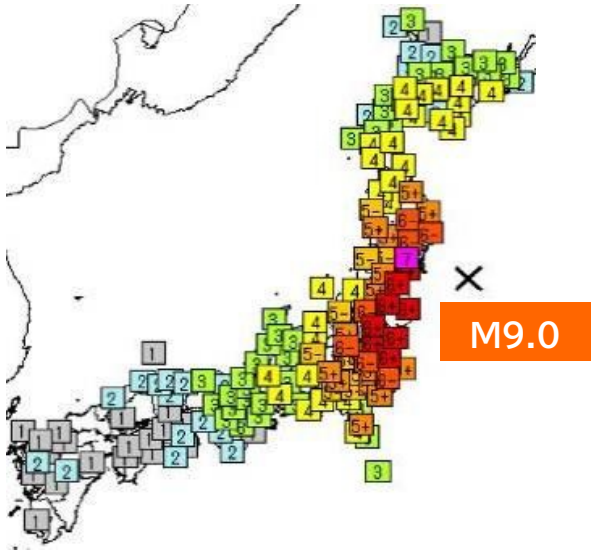


＜本日ご紹介する内容＞

1. 震災の経験から考える、マンション全体の備え
2. 防災の取組を進めるための支援制度
 - ２－１ 防災マニュアル作成について
 - ２－２ 仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度
 - ２－３ 防災コミュニティ支援
3. 防災を日常のマンション管理につなげる
 - ３－１ 分譲マンション届出制度
 - ３－２ マンション管理計画認定制度 基準の改正について
4. その他参考情報（メルマガ、防災訓練等の取組事例）
5. 今日、そして、これからできること

1. 震災の経験から考える、マンション全体の備え

東日本大震災の概要



○発生日時　2011年3月11日(金) 14時46分頃
○震央地名　三陸沖(北緯38.1度、東経142.5度)
○規模　マグニチュード9.0
○市内最大震度　震度6強
○東部沿岸部津波　推定7.1m(仙台港)
○市内で死亡が確認された方　905名(災害関連死含む)

【市内の分譲マンション被害状況】
- 倒壊マンションはなく、100棟以上が「全壊」の罹災判定(傾斜等により取壊しに至ったマンションは有り)
- 受水槽等の被害、非構造部材の壁面破損により玄関扉の開閉が困難になるなど生活に支障

◆ 建物の被害

▼出典:仙台市分譲マンション防災マニュアル作成の手引


受水槽の被害


高架水槽の被害

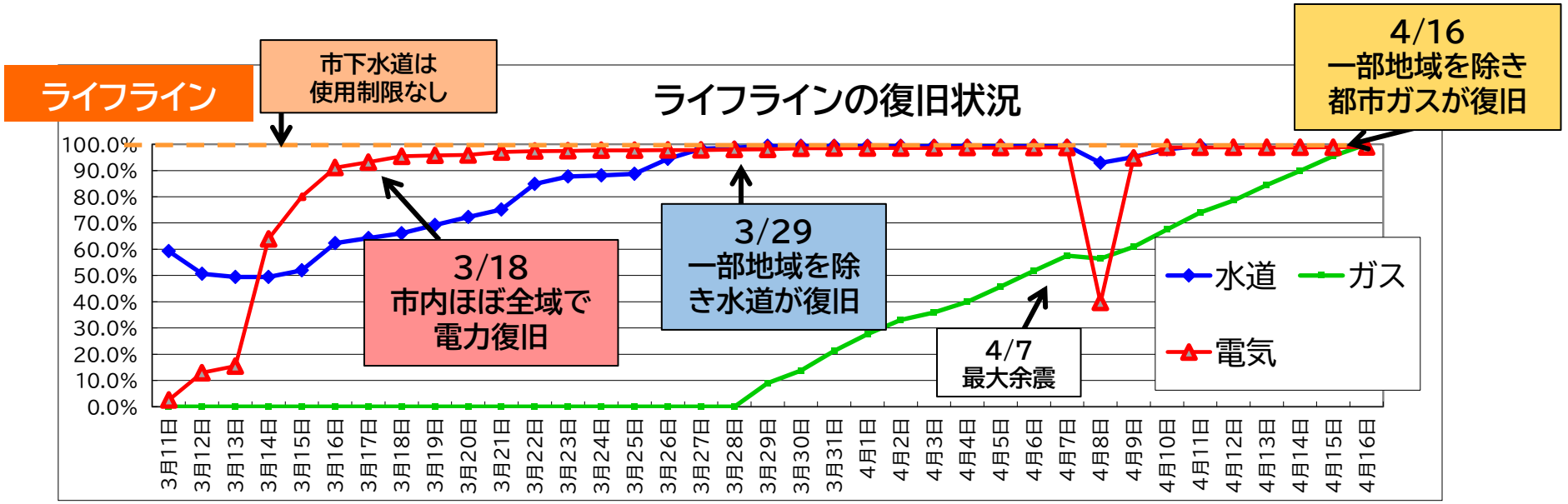

壁面破損
(玄関扉の開閉困難)


建物周辺の沈下

1. 震災の経験から考える、マンション全体の備え

◆東日本大震災時のライフライン復旧状況（仙台市内）

⇒電力復旧まで約1週間、水道復旧まで約3週間、都市ガス復旧まで約1か月



◆生活環境への影響

震災におけるライフライン停止時の水や食料の調達・運搬など高層建物特有の課題
※マンションの給排水設備に被害が生じた場合には、トイレの使用も困難に

◆災害時の対応

マンション区分所有者・居住者同士の支え合いで、非常時の不便な生活を乗り切った事例も報告（エントランスや集会室の避難場所として利用、炊き出し、情報集約・周知等）
⇒　耐震化等の「ハード」の取り組みはもちろんのこと、マンション内のコミュニティづくりやルールづくりなど**「ソフト」の取り組みの重要性を再認識**

2. 防災の取組を進めるための支援制度

	事業名	事業内容
管理	管理相談事業(行政困りごと相談所・月例相談会)【H17～】	総務省が設置する「行政困りごと相談所」に毎月マンション管理士を派遣し、管理窓口相談を受付。
	管理相談員派遣事業【H24～:震災復旧】【H29～:管理相談】	管理状況の改善・向上に取り組む管理組合に対し、マンション管理士や建築士などの専門家を直接派遣し、助言等を実施。
	管理計画認定制度【R4～】	マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして市が認定
防災	防災コミュニティ支援事業【R6～】	防災に関し「何か始めたい」とお考えのマンションをサポートするため、防災活動や防災をテーマとした交流のきっかけづくりを支援。
	防災マニュアル作成支援専門家派遣事業【H25～】	マンション防災マニュアルの作成に取り組む管理組合に対し、マンション管理士等専門家を直接派遣し、助言等を実施。
	杜の都防災力向上マンション認定制度【H25～】	マンションの防災力向上推進に向け、優れた防災性能を持つマンションや防災活動に取り組む管理組合を認定。
耐震	耐震化相談員派遣事業【H20～】	マンションの耐震化に取り組む管理組合に対し、マンション管理士や建築士を直接派遣し、助言等を実施。
	耐震予備診断支援事業【H15～】	耐震化啓発を目的に、耐震診断技術者による簡易診断費用の9割を補助。
	耐震精密診断補助金交付事業【H20～】	耐震精密診断を行う管理組合に対し、その費用の一部を補助。
	耐震改修工事補助金交付事業【H23～】	耐震改修工事を行う管理組合に対し、その費用の一部を補助。
再生	マンション再生アドバイザー派遣事業【R8～】	管理組合にアドバイザーを派遣し、マンションの再生等を検討する際の基礎的な情報の提供や助言等を実施
	マンション再生検討促進補助金交付事業【R6～】	管理組合が実施するマンションの再生等に関する初期の検討に対し、委託経費の一部を補助(3か年限度)
	マンション再生構想支援補助金交付事業【R8～】	管理組合が実施するマンションの再生等に関する構想の作成に対し、委託経費の一部を補助

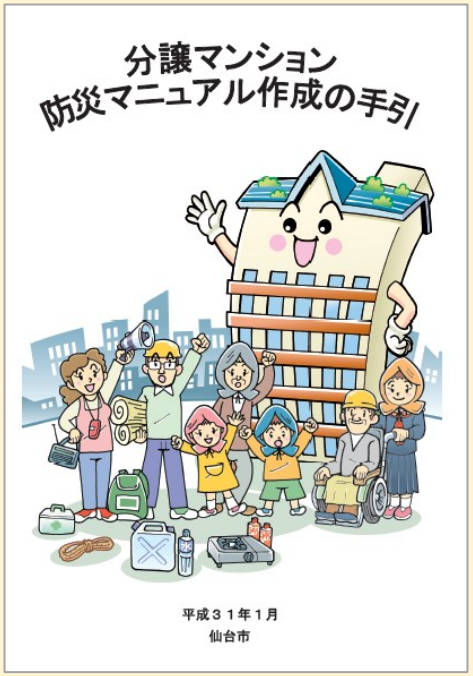
2−1 防災マニュアル作成支援専門家派遣事業(H25～)

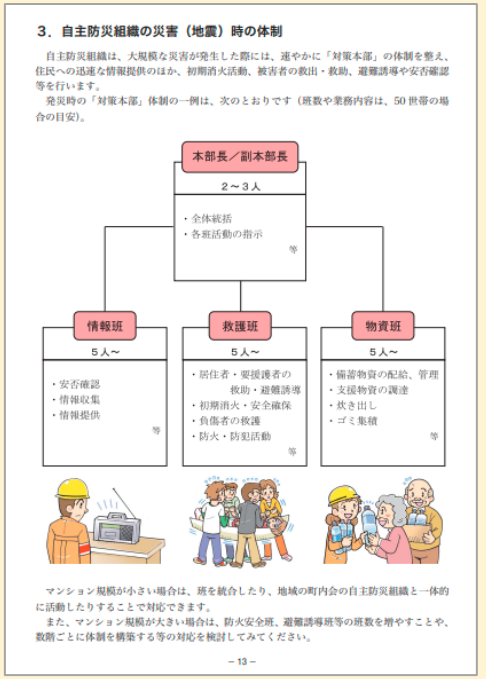
【制度概要】 マンションの防災活動を促進するため、防災マニュアル作成に取り組む管理組合等に対し、仙台市が専門家を派遣し、適切な助言や情報提供を実施
【利用回数】 1管理組合等につき5回まで(市負担、組合無料)
【実　　績】 103団体 (マニュアル作成　66組合) ※令和8年3月時点



分譲マンション防災マニュアル作成の手引 (H25作成・H31改訂)

- 東日本大震災において明らかになったマンションの課題、被災時における防災活動の成功・失敗体験事例を掲載。
- マニュアルの作成手順に沿った構成。





▲「防災マニュアル作成の手引」はこちらからご覧いただけます

⇒水害対策等を含む形での改定を準備中

2−2 仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度（H25～）

【制度概要】マンションにおける防災活動の更なる取り組みや、建物性能の向上を促進するため
マンションの防災力をハード面（防災性能）とソフト面（防災活動）で仙台市が認定

【実　　績】73棟（防災性能のみ33棟、防災活動のみ14棟、両方26棟）※令和8年10月時点



「防災性能」と「防災活動」
の両方なら
最大「6つ星」

防災性能 での認定（最大3つ星）

建物本体の耐震性能
①～③のいずれかに該当

①昭和56年6月1日以降の建築確認
②耐震改修促進法（以下「法」という）第17条の認定を受け改修工事を行ったもの
③法第22条の認定を受けたもの

＋

防災性能
防災備蓄倉庫の設置や避難場所の確保等、下の5項目から選択

①窓ガラスの落下防止
②防災備蓄倉庫設置
③避難場所の確保
④耐震ドア設置
⑤ｴﾚﾍﾞｰﾀ地震時管制運転装置設置

2項目　⇒★
3～4項目⇒★★
全て　⇒★★★

防災活動 での認定（最大3つ星）


自主防災組織結成

＋



防災マニュアル作成

＋

8項目から選択

なし　⇒★
4～7項目⇒★★
全て　⇒★★★

①防災訓練の実施
②地域の防災訓練への参加
③地域の避難所運営に関する連携
④家具の転倒防止対策
⑤非常用電源の確保
⑥災害用簡易トイレの確保
⑦救急用資機材の整備
⑧飲料水・食糧の確保

◀ 制度詳細はこちら

2−3 防災コミュニティ支援

- 分譲マンション管理組合等が利用できる各部署の施策を一覧化し周知。
- 「防災」をテーマに区分所有者・居住者同士の交流のきっかけづくりに活用できる、各種支援制度を紹介。
- まずは興味のあることから、始めてみませんか？

① マンションの防災マニュアルを見てみよう
② 専門家を呼んで防災・減災を学ぼう
③ 災害VR(ﾊﾞｰﾁｬﾙﾘｱﾘﾃｨｰ)を体験しよう
④ 防火・防災訓練をしよう
⑤ 非常食の試食や簡易ベッドを体験してみよう
⑥ 分譲マンションの耐震化
⑦ 止水板等の設置工事費補助



◀ チラシ詳細はこちら

【参考】止水板等の設置工事費補助（H28～）

止水板等を設置する場合に市が費用の一部を補助します。

【補助条件】
- 雨水の下水道事業計画区域のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住者が住んでいるマンションを所有している方。
- 敷地や建物内に雨水が入らないようにする施設であること。
- 制度開始後に建築された建物でないこと。
- 工事実施前に申請すること。　　等

【補 助 額】･･･ 止水板等の設置工事費総額の2分の1
（限度額50万円）

【お問い合わせ先】
◆青葉区･泉区
建設局　下水道北管理センター　022-373-0902
◆若林区･宮城野区･太白区
建設局　下水道南管理センター　022-746-5061

制度詳細はこちら▶





▲設置例

3. 防災を日常のマンション管理につなげる

3－1 分譲マンション届出制度（R8.10～）

【条例の主な内容（令和8年3月公布 / 10月施行）】

- **新築マンション** 分譲前の管理・修繕計画等の届出を義務化 / 購入予定者への説明・図面の引継ぎを義務化
- **既存マンション** 管理組合による管理状況の定期届出を義務化
- **新築・既存共通** 届出状況の公表（一部任意） / 必要に応じた市による指導・助言・勧告

⇒ 届出の義務化により、管理の適正化や所有者の管理意識の向上を図るとともに、把握した情報を基に、各マンションの状況に応じた支援につなげます

▲条例・届出制度の詳細

対象	管理組合（既存マンション）
届出書名称	マンション管理状況届出書
届出項目	**1.連絡先等** **2.総会等での決議状況** **3.内容の公表（承諾の有無）** **4.認定等の取得状況** **5.マンション名・所在地** **6.基本情報** ※ ・戸数・面積等マンションの概要、管理事務の委託状況 **7.適正な維持管理に関する事項** ※ ・管理組合の運営状況 ・管理組合の経理状況 ・建物の修繕に関する計画等 －長期修繕計画の作成状況 －修繕積立金の額 －大規模修繕工事の実施状況　等 **8.建物の耐震性に関する事項** **9.その他** ・管理費の額、管理組合ポストの設置状況、防災の取組・災害への備え　等 ※の事項については、管理計画認定済および適正評価制度登録済のマンションは省略可

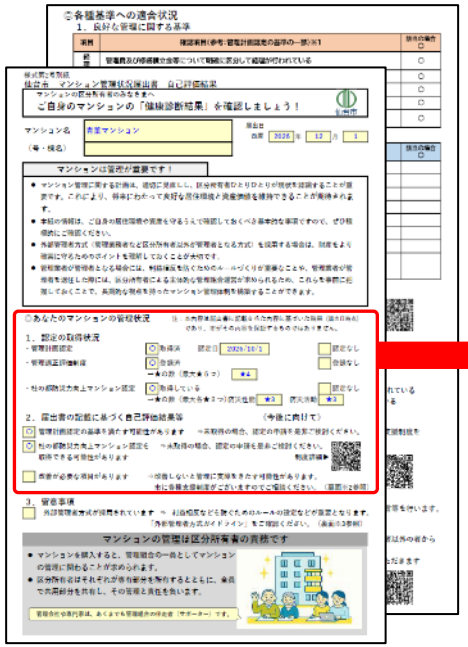


3－1　分譲マンション届出制度（R8.10～）

◆既存マンションの届出様式（抜粋）

防災の取組・ 災害への備え	□ マンションの自主防災組織（自主的に防災活動を行う組織）の結成 □ マンションの防災マニュアルの作成 □ マンションで地震などの自然災害を想定した防災訓練を年に1回以上開催している □ 防災物資（救助用資機材や防災用品、飲料水や食料、簡易トイレなど）の備蓄 □ 地震保険への加入や、災害や解体に備えた特別な積立て □ 周辺地域との連携（地域の防災訓練への参加や、地域の避難所運営に関する連携）

◆既存マンションの自己評価結果の例（抜粋）



▲自己評価結果（例）

◎あなたのマンションの管理状況

注：本内容は届出書に記載された内容に基づいた結果（届出日時点）であり、市がその内容を保証するものではありません。

1．認定の取得状況

・管理計画認定　○ 取得済　認定日 2026/10/1　□ 認定なし

・管理適正評価制度　○ 登録済　□ 登録なし
→★の数（最大★５つ）　★4

・杜の都防災力向上マンション認定　○ 取得している　□ 認定なし
→★の数（最大各★３つ）防災性能 ★3　防災活動 ★3

2．届出書の記載に基づく自己評価結果等　《今後に向けて》

○ 管理計画認定の基準を満たす可能性があります　⇒未取得の場合、認定の申請を是非ご検討ください。

○ 杜の都防災力向上マンション認定を取得できる可能性があります　⇒未取得の場合、認定の申請を是非ご検討ください。
自主防災組織が結成されていたら○
制度詳細▶

□ 改善が必要な項目があります　⇒改善しないと管理に支障をきたす可能性があります。市に各種支援制度がございますのでご相談ください。（裏面※2参照）

3－2 マンション管理計画認定 基準の改正について（R9.4～）

認定基準（申請者：管理組合の管理者等）（R9.4.1～）

管理組合の管理者等が申請者となる場合の認定基準
（マンション管理適正化法第５条の16、同法施行規則第１条の10及び第１条の11、基本方針 別紙２）

※改正部分

○管理組合の運営

- 管理者等が管理規約に基づき選任されていること
- 監事が管理規約に基づき選任されていること
- 管理者等及び監事の在任期間が管理規約の任期を超えていないこと
- 集会（総会）が年１回以上開催されていること
- 区分所有者名簿（組合員名簿）及び居住者名簿を作成し、及び保管し、並びに年１回以上の更新を行っていること

○管理規約

- 管理規約が作成されていること
- 管理規約において、以下の事項が定められており、要件を満たしていること
 - 管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項
 - 管理者等及び監事の任期に関する事項
 - 専有部分等への立入り及び保存行為の実施に関する事項
 - 修繕等の履歴情報の整理及び管理等に関する事項
 - 管理組合と管理者等及び監事との利益相反取引に関する事項
 - 区分所有者等の集会（総会）の招集の請求に関する事項
 - 集会（総会）において決議すべき事項
 - 管理組合の財務及び管理に関する情報の提供に関する事項

○管理組合の経理

- 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
- 修繕積立金の３箇月分以上の滞納額が全体の１割以内であること

○長期修繕計画の作成及び見直し等

- 長期修繕計画（標準様式に準拠）が作成され、長期修繕計画の内容（資金計画を含む）が集会（総会）で決議されていること
- 長期修繕計画の作成又は見直しが申請日前５年以内（認定更新：従前の認定日から認定更新申請日までの間）に行われていること
- 計画期間が30年以上で、かつ、申請日から計画期間終了日までの間に大規模修繕が２回以上含まれるように設定されていること
- 計画期間全体における修繕積立金の総額が計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額を下回らないように設定されていること
- 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- 計画期間の最終年度に借入金の残高がないように設定されていること
- 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された１月当たりの修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと

○良好な居住環境の維持及び向上

- 次に掲げる事項が記載されたマンションの防災に関する方針を記載した書類が作成され、その内容が当該マンションの区分所有者等に周知されていること
 - 防災訓練の実施方針
 - 防災情報及びその周知方法
 - 防災物資等の備蓄方針
 - 災害等の緊急時における活動体制

○その他

- 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること

※令和8年10月25日開催 国土交通省「マンション管理適正化シンポジウム」資料より引用

3－2 マンション管理計画認定 基準の改正について（R9.4～）

認定基準－新旧対照表（申請者：管理組合の管理者等）（5/5）

改正後		現行
（５）	良好な居住環境の維持及び向上 次に掲げる事項が記載されたマンションの防災に関する方針を記載した書類が作成され、その内容が当該マンションの区分所有者等に周知されていること ① 防災訓練の実施方針 ② 防災情報及びその周知方法 ③ 防災物資等の備蓄方針 ④ 災害等の緊急時における活動体制	Point （新設） ※様式は任意です。（参考様式を示すことを予定しています。） ☑ 防災訓練の実施方針：実施単位・実施頻度（実施予定時期） 例：マンションにおける防災訓練を年○回実施します。 （実施時期：○月） ☑ 防災情報：避難路・避難所 等 周知方法：マンションの区分所有者等への周知方法 ☑ 防災物資等の備蓄方針： 管理組合と各居住者でどのように分担して備蓄を行うのか 等 ☑ 災害等の緊急時における活動体制： 防災組織やマンションにおける災害等の緊急時の役割分担 等

※令和8年10月25日開催 国土交通省「マンション管理適正化シンポジウム」資料より引用

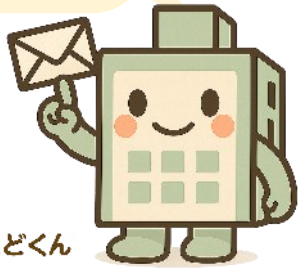
4. その他参考情報｜メルマガ

NEW！2026年2月
「仙台市分譲マンションメルマガ」開始

管理組合や区分所有者の方
向けに、以下の情報をお届け！

- 支援制度の開始
- セミナー申込開始
- 届出制度　など

▲ 登録方法はこちら



【STEP1】まずは利用者登録



【STEP2】分譲マンション支援情報に登録申込



最新情報や、セミナーの案内もお届けします！

【本日申込開始】11/7（土）開催　令和8年度第2回マンション管理基礎セミナー（テーマ：マンション防災）

差出人 仙台市メール配信サービス <info@sendai-mail.jp>
日付　2026/09/14 (月) 10:00

マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ※が、年2回開催している「マンション管理基礎セミナー」のご案内です。今回はマンションの防災がテーマです。
本日10時から申込受付を開始しました。

――――――――――
■開催日時等
――――――――――
【日時】令和8年11月7日（土）13時00分～15時30分（受付開始 12時30分～）
【会場】仙台市役所二日町第5仮庁舎 10階ホール
　仙台市青葉区二日町12-34（オンワード樫山仙台ビル）
　＊ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください
【定員】100名（先着順）

――――――――――
■プログラム
――――――――――
マンション防災を“自分ごと”に― 専門家と管理組合の実践に学ぶ ―
「何から始めればよいか分からない」そのようなマンション防災の悩みに、実例の紹介を通じてお応えします。防災力向上マンション認定を取得した管理組合の取組や、防災マニュアル作成のポイントをご紹介します。あわせて、仙台市からの情報提供も交え、日々の備えに役立つ内容をご案内します。
参加者の皆様が、ご自身のマンションにおける防災の取組を考えるきっかけとなれば幸いです。

【第1部：防災力向上マンション認定までの道のり】
〈講師〉NPO法人　東北マンション管理組合連合会　武藤　潤子　氏

【第2部：防災マニュアル作成支援の事例紹介】
〈講師〉一般社団法人　宮城県マンション管理士会　結城　孝子　氏

【第3部：在宅避難のススメ！】
〈講師〉仙台市危機管理局　減災推進課

【第4部：マンション防災に関する支援制度のご案内】
〈講師〉仙台市都市整備局　住宅政策課

▲配信メールの例

4. その他参考情報｜防災訓練等の取組事例

令和6年6月1日開催
「仙台市マンション防災セミナー」座談会資料 ▶

ザ・センタータウンズ パラッシオ小田原弐番館



基本情報
- 所在地：青葉区小田原
- 階　数：地上14階
- 構　造：RC造［免震］
- 戸　数：84戸
- 建築年：平成11年
- 杜の都防災力向上マンション認定
 ［防災性能］★★★
 ［防災活動］★★★

Q1. 東日本大震災の際、どのように対応し、どのような課題がありましたか？
- 免震構造だった為、建物の倒壊や内部の被害はほとんどなかったのですが、管理組合による震災関連の情報共有や告知が、後手に回り組織として住民への支援が弱かった。合わせて、備蓄食料や防災資機材が不充分だった為、住民への支援が充分でなかった。

Q2. 東日本大震災を踏まえ、どのような取り組みをしてきましたか？
- 防災委員会を立ち上げ、防災対策本部を設置し、作成した緊急連絡網を基に非常事態における緊急時の対応訓練を実施しました。

Q3. 東日本大震災の前後や、震災後の防災活動で、マンション内の災害に対する意識の変化はありましたか？
- 毎年10月に防災訓練を実施する事により、防災意識は徐々に住民の皆様にも定着しつつあると思います。

マンションの概要

防災性能（ハード面）の特徴

【防災倉庫】
- 1階の共用部分に倉庫設置し、バッテリーや機材等の保管庫として活用

【防災資機材】
- 最上階（14階）の共用部分に保管箱設置し、投光器や拡声器等を保管



▲防災倉庫（1階）

防災活動（ソフト面）の特徴

【防災組織体制】
- 組合理事会と町内会とで連携し10名程のメンバーで防災委員会を設置、これに10名程の協力委員も加わり防災活動取組中

【防災訓練】
- 毎年10月に全体での防災訓練実施、備蓄食料の配布やイベントを企画し、参加率の向上と防災意識の定着に努めております

【地域との協力体制】
- 仙台市と東六連合町内会主催の合同防災訓練に委員数名が毎年参加し、連携強化に務めております

【その他】
- 居住者支援マップ作成（高齢独居、高齢世帯、要支援世帯の把握）
- 緊急連絡網の作成
- 緊急時の支援ステッカー作成配布


▲防災訓練（対策本部立上訓練）


▲防災訓練（備蓄食料の配布）


▲緊急用資材保管箱（14階）


▲防災訓練（子供向けイベント）

こども対象のイベントも併せて実施

びゅうパルク南仙台


右手前が弐番館・左奥が壱番館

基本情報
- 所在地：太白区西中田6丁目
- 階　数：地上14階、地下1階
- 構　造：SRC造、一部RC造
- 戸　数：154戸
- 建築年：平成9年
- 杜の都防災力向上マンション認定
 ［防災性能］★★
 ［防災活動］★★★

Q1. 東日本大震災の際、どのように対応し、どのような課題がありましたか？
- 電源不要で煮炊きができるタイプの災害用のストーブを2台ほど用意していたため高層階や高齢者を中心にエントランスで炊き出しを行うことができました。集会室の安全性が確認できておらず有効利用することができませんでした。

Q2. 東日本大震災を踏まえ、どのような取り組みをしてきましたか？
- 防災マニュアルの整備と共に自主防災組織「防災倶楽部」を結成して活動しています。災害時向け料理教室の開催、非常給水ホースの整備、暗闇での防災訓練、コロナ禍においては「防災探求ツアー」の開催など参加者を募るためのアイデアを考えています。

Q3. 東日本大震災の前後や、震災後の防災活動で、マンション内の災害に対する意識の変化はありましたか？
- 管理組合も自治会も防災活動に熱心で、有志による防災倶楽部は活動が認められ「太白区まちづくり活動賞」を受賞しました。居住者への啓発にも力を入れていますが、震災から年を経るにつれて少しずつ危機感は薄れてきている気がします。

マンションの概要

防災性能（ハード面）の特徴

【防災倉庫】
管理棟2階倉庫に加え、3.11を経てロータリー脇に9.9㎡の倉庫を新設。
【防災資機材】
カセットガス発電機2台，無線機12台，ファウンディングテーブル10台 など
【その他】
アルファー米，ミネラルウォーター，豚汁，カセットコンロ，ストーブ など


▲ 非常ホースは2階,4階,7階まで給水可能

防災活動（ソフト面）の特徴

【防災組織体制】
有志による「防災倶楽部」が自主防災組織。
【防災訓練】
実践に役立つアイデアを取り入れています。
【地域との協力体制】
指定避難所運営委員会で活躍しています。
【その他】
管理組合と自治会が協力して防災対策。


▲ 防災倶楽部は年に数回の勉強会を開催


▲ 専門家をお招きして災害時の料理教室


▲暗闇の防災訓練での救護訓練の様子


▲ マンション内を巡って回答！防災探求ツアー


▲ 指定避難所訓練にも積極的に参加

防災探求ツアー

ライオンズマンション 長町南第2



基本情報
- 所在地：太白区泉崎1丁目
- 階　数：地上8階
- 構　造：SRC造、一部RC造
- 戸　数：27戸
- 建築年：昭和63年
- 杜の都防災力向上マンション認定
 ［防災性能］★★
 ［防災活動］★★★

Q1. 東日本大震災の際、どのように対応し、どのような課題がありましたか？
- 防災に限らず管理会社への依存体質があり、居住者による主体的な活動が十分だったとは言えなかった。(例:集会室の利用が総会、理事会、物置などに限定)
- 管理組合として組織的な対応は十分にできたとは言えず、掲示板による情報共有のほか顔の見える居住者間の助け合いに留まった。

Q2. 東日本大震災を踏まえ、どのような取り組みをしてきましたか？
- 管理組合として自主防災組織(活動推進のための「統括班(常設)」)を設置
- 管理組合として防災マニュアルの作成と全戸配布
- 杜の都防災力向上マンション認定申請(認定番号13)
- 集会室の環境整備とあわせて「ぼうさいカフェ」等で顔を合わせる機会の創出

Q3. 東日本大震災の前後や、震災後の防災活動で、マンション内の災害に対する意識の変化はありましたか？
- 意識は高まった → 管理組合主催防災訓練の世帯参加率：7割以上(令和5年度)

マンションの概要

防災性能（ハード面）の特徴

【防災倉庫】
- 駐車場の空きスペース(半屋外空間)に1台

【防災資機材】
- 非常用電源：ヤマハインバータ発電機(ガソリン)1台
- 救急資機材等：救助用資器材、防災用品を杜の都防災力向上マンション認定基準に応じて整備　など


▲ヤマハインバータ発電機

防災活動（ソフト面）の特徴

【防災組織体制】
- 自主防災組織(「統括班(常設)」)

【防災訓練】
- 管理組合主催で開催(毎年、1回／年)
 ※ 一般論ではなく実際の設備・備品を踏まえた内容で企画・実施
- 発電機の試運転(1回／月、統括班)

【地域との協力体制】
- 泉崎1丁目北町内会の1区12班として世帯加入
- 町内会役員を居住者から輩出
- 泉崎地区町内会連合会主催の防災訓練に参加(毎年、1回／年)

【その他】
- ぼうさいカフェ＆ぼうさいまち歩き(毎年、4～5回／年)　など


▲防災訓練(2023.9.30)


▲防災訓練(2023.9.30)


▲ぼうさいカフェ(集会室、2024.4.13)


▲ぼうさいまち歩き(三神峯公園、2024.4.13)

発電機の試運転

ザ・ライオンズ定禅寺タワー



基本情報
- 所在地：青葉区国分町3丁目
- 階　数：地上29階
- 構　造：RC造[免震]
- 戸　数：192戸
- 建築年：平成24年
- 杜の都防災力向上マンション認定
 ［防災性能］★★★
 ［防災活動］★★★

Q1. 防災活動に対する合意形成を、どのように進めていきましたか？
- 防災委員会を中心に毎年様々な工夫を凝らした防災訓練の計画実施を通して当マンションの防災のあり方についての一定の共通認識が形成された。
- 居住者防災情報カードの作成と回収

Q2. 防災活動を行うにあたり、どのような点に工夫しましたか？
- 多くの住民に関心を持ってもらう内容
 ：青葉消防署による放水、炊き出し、VR体験、ポスターコンテストなど
- マンションでの実際の災害を想定した内容
 ：隔壁け破り体験、土嚢積み、水消火器、AED体験など
- 固定メンバーを避けるための防災委員の半輪番制

Q3. 防災活動を実施するなかで、マンション内の災害に対する意識の変化はありましたか？
- 2022年3月の福島県沖地震発生時は夜にも関わらず住民が自主的にロビーに集まり分担をしながら、住民の安否の確認、設備の状況などを見て回る組織的な活動が機能した。

マンションの概要

防災性能（ハード面）の特徴

【防災倉庫】
- 2箇所あり
- 飲料水、非常食や防災備品の保管

【防災資機材】
非常用トイレ、ガス発電機、投光器、担架、イーバックチェア


▲ホバリングエリア


▲防災倉庫

防災活動（ソフト面）の特徴

【防災組織体制】
- 防災員会設立(2015年)

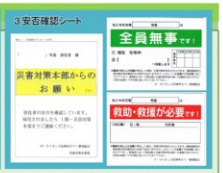
【防災訓練】
- 2014年から過去10回実施

【地域との協力体制】
- 加入する春日町会の地域防災備蓄倉庫をマンション内に設置
- 地域の防災訓練にマンションからも積極参加

【その他】
- 防災マニュアル、ハンドブックなどを作成配布
- 安否確認シート全戸配布
- 居住者防災情報カードを作成し各戸の状況把握
- 杜の都防災力向上マンション認定制度(2016年)



▲防災委員会組織図



▲安否確認シート


▲▶ 防災訓練の様子



隔壁け破り体験

5. 今日、そして、これからできること

▲洪水・土砂災害ハザードマップ

▲雨水出水浸水想定区域

《自助》

- □ 自宅の備蓄品を確認する
- □ 家具の転倒防止対策が十分か確認する
- □ ハザードマップを確認する
- □ 仙台市メール配信サービス「分譲マンション支援情報」に登録する

《共助》

（昭和56年5月31日以前に建てられたマンションの場合）

- □ マンションの耐震診断の有無を確認する
- □ マンションの自主防災組織の有無を確認する
- □ マンションの防災マニュアルの有無を確認する



- □ 次の理事会で、今日の気付きや、防災上の困りごと、専門家派遣の利用などを話し合う